

令和6年度児童相談所一時保護所第三者委員活動結果について

第三者委員の役割

- (1) 入所児童から一時保護所の生活等に関する相談の直接受付
- (2) 一時保護所の生活等に関して、権利擁護や福祉サービスの向上の視点から、入所児童、一時保護所及び児童相談所に対して助言
- (3) 一時保護所の日常的な活動状況の把握

活動の概要

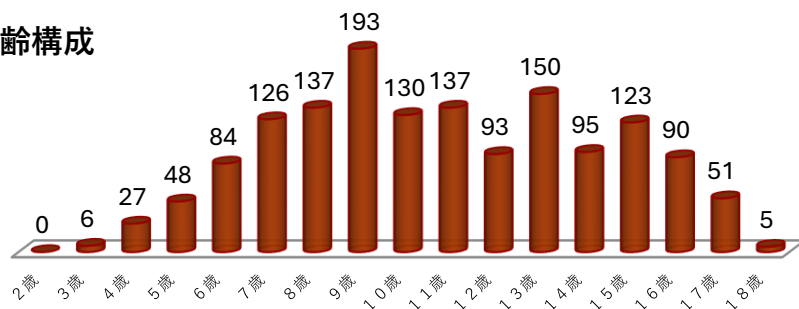
令和6年度は5名の第三者委員が、月に2回担当の一時保護所に出向き、主に次の活動を実施

- (1) 児童との面談
- (2) 児童との昼食や日課活動への参加
- (3) 所長、課長代理との意見交換

児童からの相談の特徴

令和6年度実績 相談児童数1,507件(女児54.4%、男児45.6%) 総相談件数3,375件

年齢構成



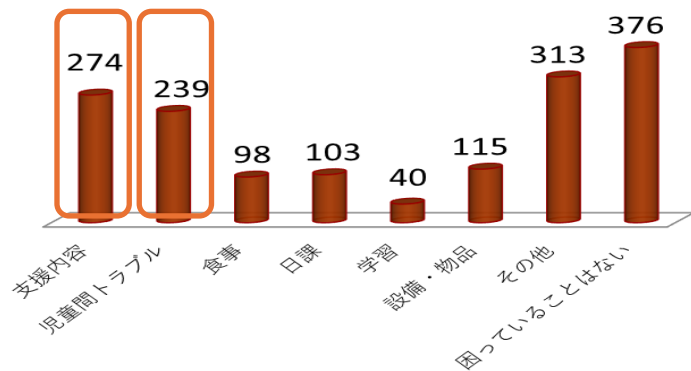
相談種別では、

○保護所の生活に関する相談が全体の46%で、
支援内容、児童間トラブルが多い

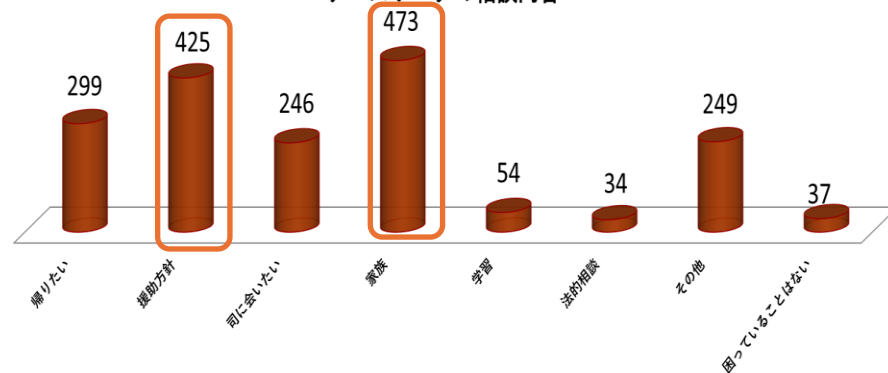
○相談部門に関する相談が54%で、**家族や援助方針が多い**

保護所の相談内容

(単位: 件)



ケースワークの相談内容



第三者委員からの主な意見等

(1) 児童間のトラブルについて

「他の児童の言動が気になっている児童がいる。具体的な状況の把握と改善に向けた取組をお願いする」

(対応例) 本児の困りごとを受け止め、名前の挙がった児童について個別に指導するとともに、経過を観察

(2) 支援内容、生活の充実について

「同室児童の夜間のおしゃべりが気になり眠れない児童がいる。本児の意向を踏まえた対応をお願いする」

(対応例) 部屋替えを実施。同室児童には、他児のベッドに座らないように説明。夜間おしゃべりに関しては、夜間見回り実施

(3) 学習について

「家庭教師の先生の教え方や自習について困っている児童がいるので、対応をお願いする」

(対応例) 外部学習講師の補習の時間を活用し、分からないことについて聞くよう児童に丁寧に説明

(4) 児童が抱える今後の不安について

「父との面会交流について、お母さんと本児がよく話し合う必要がある」

(対応例) 父との面会交流について母子で話し合った。本児の不安を軽減するように、児相が本児の気持ちを改めて確認

令和7年度における東京都の取組

【支援改善】

- ・ 令和7年4月改正の「東京都一時保護要領」を踏まえ、一人ひとりの児童の状況に応じた丁寧な支援を実施
- ・ 意見表明等支援員の取組を着実に実施し、子供の権利擁護を一層推進

【心理的ケア】

- ・ 「東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」を踏まえ、児童10人に対し心理職を1名配置するなど、児童への心理ケアを強化

【学習環境の充実】

- ・ 「東京都一時保護所の設備及び運営の基準に関する条例」を踏まえ、必要な児童に対して在籍校までの通学支援を実施予定

【課外活動】

- ・ 保育士等の人材派遣を導入し、余暇活動などを充実させることにより、児童の権利擁護を一層推進

【環境改善】

- ・ 児童の居室の個室化やユニット化、プライバシーに配慮した環境づくりを推進

【研修の強化】

- ・ 全職員を対象にした権利擁護に関する研修を実施するなど、支援力を強化